

大情審答申第 402 号
平成 27 年 10 月 22 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年10月26日付け大政第 e - 169号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った、平成 24 年 9 月 12 日付け大政第 206 号による非公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 29 日、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条に基づき、実施機関に対し、「答申(299・315・316・318 号・289・293 号)は、意見書否定する証拠。」を求める旨の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「大情審答申第 289、293、299、315、316、318 号に係る論点整理表及び答申案」(以下「本件文書」という。)と特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

(説明)

上記公文書には特定の個人に関する情報が記載されており、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

上記公文書を公にすることにより、大阪市情報公開審査会における審議において委員の間の率直な意見の交換に支障を及ぼす等、今後の大阪市情報公開審査会運営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年9月28日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 処分の取り消しを求める。

2 憲法第21条「知る権利」、憲法第15条、個人情報保護法、特例法(克、憲法第14条)、生活保護法第50条、国際法規(憲法第98条2項)、弁護士法第1条、倫規、大学倫理規定等々

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、大阪市情報公開審査会において、諮問案件を審議するにあたり審査会事務局が作成した資料である。実施機関は、本件請求の趣旨を各答申の結論に至った資料を求めるものと解し、本件文書を特定した。

2 本件決定を行った理由

(1) 条例第7条第1号該当性について

本件文書の一部には、各諮問案件の異議申立人の氏名及び各諮問案件の異議申立人に係る経過等を記載した部分(以下「本件個人情報」という。)があり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第1号本文に該当すると判断し、非公開とした。

(2) 条例第7条第5号該当性について

答申後であったとしても審議の内容を公開することにより、今後の大阪市情報公開審査会における審議において委員の間の率直な意見の交換等に支障を及ぼすおそれがあることから、本件文書は条例第7条第5号に該当すると判断し、非公開とし

た。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、当審査会において、諮問案件を審議し、答申の結論に至るまでの資料として、審査会事務局が作成した論点整理表及び答申案である。

3 争点

実施機関は、本件文書について条例第7条第5号を、本件個人情報について条例第7条第1号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の条例第7条第5号該当性及び本件個人情報の条例第7条第1号該当性である。

4 本件文書の条例第7条第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号の基本的な考え方について

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれが

ある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 当審査会の調査審議について

条例第 17 条は、公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、実施機関は、一部の例外を除き、当審査会へ諮問しなければならない旨を規定している。

当審査会は、この条例第 17 条の規定による諮問に応じ不服申立てを調査審議するため、条例第 20 条の規定により設置されており、当審査会は、条例第 23 条に規定された調査権限に基づき、公開決定等に対する不服申立てに係る諮問について調査審議を行い、諮問に対する答申を行っている。

本件請求にある各答申を行うに当たっての当審査会の調査審議において、不服申立人等の主張、答申において想定される論点及び答申の結論の方向性などを整理した論点整理表を審査会事務局において作成している。

また、論点整理表に基づく調査審議の結果、答申の方向性が一定見出された後、答申案を審査会事務局において作成し、当審査会は、これをもとにさらなる調査審議を重ね、最終的な答申を行ったものである。

(3) 本件文書の条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 当審査会は、行政不服審査法に基づく不服申立てにおいて提起された法律上の論点について端的に法的判断を示すことが要請されており、当審査会の答申は、行政争訟手続において実施機関が行う裁決又は決定等最終の公権的判断としてあるべき判断を示すという性格を有するものであって、当審査会の調査審議手続は争訟手続における対立構造を基礎としており、他の政策提言等を主目的とする審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。

このような当審査会の判断は、公正なものでなければならず、当該判断を形成する過程における審議の内容は、事柄の性質上、答申前には公にされるべきものではない。

また、答申がされた後においては、その案件についての公正な答申の実現という目的は既に達せられていることから、その限りで、それまでの審議の内容を公にすべきでないという要請は後退するものの、当審査会においては条例第 23 条の規定に基づきいわゆるインカメラ審理手続が採用され、非公開情報を記載した文書を直接見分することがあること等から、その調査審議手続は条例第 28 条に基づき非公開とされており、なおこの関係で引き続き非公開とすべき制約があるものである。

イ 合議制による調査審議を経て行う当審査会の答申が公正になされるためには、自由な意見を率直に述べ互いに反論し合うことにより適正な判断を形成し、正しい結論を導き、かつその結果を検証することが必要不可欠である。この調査審議の過程においては、一件正しいと思われる意見も反対論により覆される場合がある一方、誤りかと思われる意見も検討の結果正当性を見出すことがある。

したがって、答申が行われた後であっても審議の内容が公にされると、当審査

会の審議の過程においてどのような論点についてどのような議論がされ、どのような方向付けがされたかが明らかになる。

本文書は、審査会事務局が作成した論点整理表及び答申案であって、審査会の調査審議における答申の方向性などが記載されていることから、これを公にすることは、審議の内容を公にすることと同様の結果を生ずることがある。

したがって、本文書を公開することにより委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼし、当審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

5 本件個人情報の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件個人情報の条例第7条第1号該当性を主張しているが、本件個人情報を含む本文書の公開の可否に係る当審査会の判断は上記4のとおりであるから、本件個人情報の条例第7条第1号該当性については、判断しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第96号

年 月 日	経 過
平成24年10月26日	諮問
平成27年3月24日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年7月14日	審議(論点整理)
平成27年9月1日	審議(答申案)
平成27年9月15日	審議(答申案)
平成27年10月22日	答申